

土木工事施工管理基準
農業農村整備事業編

平成 27 年 5 月

滋賀県農政水産部耕地課

土木工事施工管理基準
農業農村整備事業編

目 次

土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編	1
別表第1 直接測定による出来形管理基準	3
1 共通工事	4
2 ほ場整備工事	16
3 農用地造成工事	18
4 農道工事	22
5 水路トンネル工事	32
6 水路工事	36
7 河川及び排水路工事	42
8 管水路工事	46
9 畑かん施設工事	74
10 橋梁工事	76
11 橋梁下部工事	80
12 法面保護工事	86
13 暗渠排水工事	92
14 フィルダム工事	94
15 頭首工事	98
16 海岸河川工事	100
17 ため池改修工事	102
別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	108
別表第2 撮影記録による出来形管理基準	119
1 共通工事	120
2 ほ場整備工事	122
3 農用地造成工事	124
4 農道工事	124
5 水路トンネル工事	126
6 水路工事	126
7 河川及び排水路工事	126
8 管水路工事	128
9 畑かん施設工事	130
10 橋梁工事	130
11 橋梁下部工事	130
12 法面保護工事	132
13 暗渠排水工事	132
14 フィルダム工事	132
15 頭首工事	134
16 海岸河川工事	134
17 ため池改修工事	134

土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編

別表第3	品質管理基準	137
1	コンクリート関係	138
2	土質関係	146
3	石材関係	156
4	アスファルト関係	158
5	コンクリート二次製品及び鋼材関係	164
6	その他の二次製品	168

この土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編（以下、「施工管理基準」という。）は、滋賀県一般土木工事等共通仕様書に規定する施工管理（工程管理、出来形管理および品質管理）の基準を定めたものである。

第1 目 的

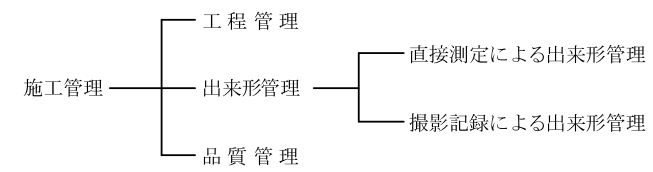
この施工管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形および品質規格の確保を図ることを目的とする。

第2 適 用

この施工管理基準は、滋賀県が発注する農業農村整備事業に係る土木工事について適用する。
また、この施工管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、国土交通省近畿地方整備局が定める「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」等を参考に監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順および日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を定められた管理方式等により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、または施工段階(区切り)および施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、

その都度、結果を定められた管理方式等により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1 施工管理担当者

受注者は、建設業法で定める主任技術者の資格要件と同等以上の能力を有する者を、施工管理担当者に定めなければならない。施工管理担当者は、当該工事の施工管理を掌握し、この施工管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2 施工管理項目

施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理基準」、別表第2「撮影記録による出来形管理基準」、別表第3「品質管理基準」により行うものとする。なお、この施工管理基準または特記仕様書に明示されていない事項および不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

3 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形および品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分または完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を合わせて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5) 出来形測定および試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

5 検査時の提出内容

受注者は、完了検査、中間検査時等に、この施工管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上下限を超えても構造および機能上、支障ないと発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

第5 用語の定義

規格値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内にななければならない。

別表第1 直接測定による出来形管理基準

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
1 共 通 工 事	掘削	基準高(V)	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。		
		幅(W)	⊖ 150			
		法長(L)	法長 5 m 未満 〃 5 m 以上		⊖ 200 ⊖ 4%	
		施工延長	⊖ 200			
	盛土	基準高(V)	⊕ 100		上記と同一。	
		幅(W)	⊖ 150			
		法長(L)	法長 5 m 未満 〃 5 m 以上			⊖ 100 ⊖ 2%
		施工延長	⊖ 200			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 法長で 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの	左記のもの で箇所単位 のもの		
同 上	同 上	同 上		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。

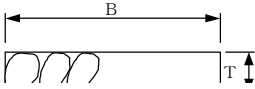
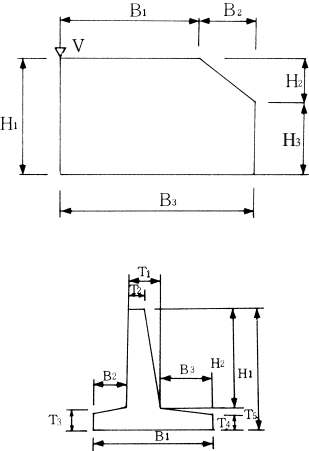
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共通 工事	石積み		⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 厚さ(T ₁ 、T ₂)の測定は 各々、法長 2 m未満は 1 箇所(おおむね ^L / ₂)、2 m以上は 2 箇所(おおむ ね ^L / ₃ 、 ² / ₃ L)測定する ことを原則とする。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
	コンクリート ブロック積み 石張工 コンクリート ブロック張り 河川護岸 (は除く)	基準高(V)			
		厚さ(T ₁)	石面より裏込コンク リート背面まで		⊖ 50
		(T ₂)	石面より裏込材料背 面まで		⊖ 100
		法長(L)	法長 2 m未満		⊖ 40
			" 2 m以上		⊖ 75
	施工延長	ただし延長 10m未満	⊖0.1%、 ⊖ 50		
		10m以上 50m未満	⊖ 100		
		50m以上 200m未満	⊖ 200		
		凹凸			
基礎杭打工	基準高(V)		⊕ 75 ⊖ 45	重要構造物は全数、それ 以外は施工本数 20 本 当たり 1 本測定し、20 本 未満は 2 本測定する。 支持杭については打止 り沈下量を全数測定す る。	
木杭 プレキャスト コンクリート 杭	場所打杭 深礎杭		⊕ 45 ⊕ 45		
	偏心 (e)	深礎杭	別表ア参照 150		
鋼管杭					
場所打杭					
深礎杭					

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で 20 点以上のもの	左記のもの で 20 点未満のもの	左記のもの で箇所単位 のもの及び 施工延長		基礎コンクリートはコンクリート基礎を適用する。
—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものについては、杭打ち成績表(様式 4)による。	—	$e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共通 工事	矢板打工 (矢板護岸を 含む)	基準高(V)	⊕ 45	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		中心線のズレ(e)	⊕ 100		
		施工延長	ただし延長200m未満		⊖ 0.1%、 ⊖200
	オープンケーソン	基準高(V)		⊕ 100	構造図の寸法標示箇所を測定する。 幅、厚さ、長さについては1ロット毎に測定する。
		幅(B)		⊖ 50	
		厚さ(T)		⊖ 20	
高さ(H)			⊖ 100		
長さ(L)			⊖ 50		
	偏位(e)		300		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点未満のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を⊕左を⊖とする。 指定仮設は基準高等が明記されたもの。
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、偏位		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
1 共 通 工 事	栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	幅(B)	栗石基礎、砕石基礎	⊖ 200	線的なものについては 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
			砂基礎、均しコンクリート	⊖ 100		
		厚さ(T)	栗石基礎、砕石基礎、 砂基礎	⊖ 50		
			均しコンクリート	⊖ 20		
	施工延長	ただし延長 50m未満	⊖ 0.2%			
			⊖ 100			
	コンクリート 付帯構造物	基準高(V)		⊕ 45		線的な構造物につい ては施工延長おおむね 20 mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
		幅(B)		⊖ 30		
	コンクリート 基礎	厚さ(T)	部材厚 30 cm未満	⊖ 20		
			〃 30 cm以上	⊖ 25		
コンクリート 側溝	高さ(H)	2 m未満	⊖ 30			
コンクリート 管渠	高さ(H)	2 m以上	⊖ 45			
横断構造物	施工延長 (又は長さ)	ただし延長 2m未満	⊖ 0.1%			
コンクリート 擁壁		10m 〃	⊖ 30			
		50m 〃	⊖ 50			
		200m 〃	⊖ 100			
	その他上記に 準ずるもの		⊖ 200			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		管水路の基礎は「8 管水路工事 管体基礎工(砂基礎等)」による。
基準高、幅、厚さ、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの又は構造図に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		

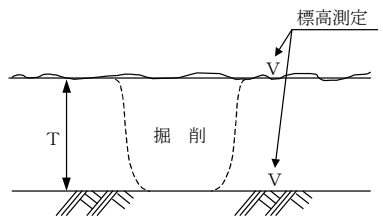
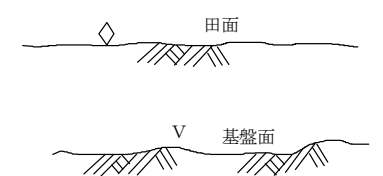
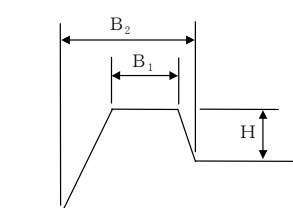
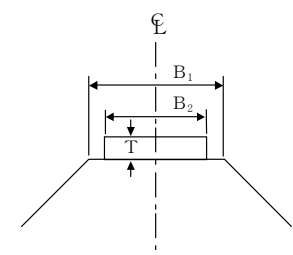
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共 通 工 事	精度を要するもの	基準高(V)	⊕ 20	構造図の寸法標示箇所を測定する。	
		分水工計量部	幅(B)		⊕ 10
		ゲート戸当部	厚さ(T)		⊕ 20
		橋台沓部	高さ(H)		⊕ 10
			長さ(L)		⊕ 10
	U字溝	基準高(V)	⊕ 40	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所割合で測定する。	
	U字フリーム	中心線のズレ(e)	⊕ 50		
	ベンチフリーム	施工延長	ただし延長 200m未満 ⊖ 0.1% ⊖ 200		
	土水路	基準高(V)		⊕ 100	上記と同一。
			幅(B)	⊖ 75	
高さ(H)		⊖ 75			
施工延長		ただし延長 200m未満 ⊖ 0.2% ⊖ 400			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高、中心線のズレで20点未満のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	鉄筋組立	かぶり(t)	⊕ φ かつ最小かぶり 以上 φ : 鉄筋径	測定箇所標準図による。 1スパン(1打設ブ ロック)毎に測定す る。
		中心間隔 (b)	⊕ φ φ : 鉄筋径	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-6)	構造図に朱 記、併記す るもの		
—	○	—	<p>鉄筋のかぶり(t)の測定位置(ボックスカートの例)</p>	1面当たり 4箇所程度 測定する。 同一鉄筋上 での測定は 行わない。
			<p>中心間隔(b)の測定位置(ボックスカートの例)</p>	1面当たり鉄 筋10本程度 の間隔を測定 する。 測定箇所は、 スパン毎に同 じ位置となら ないように測定 する。

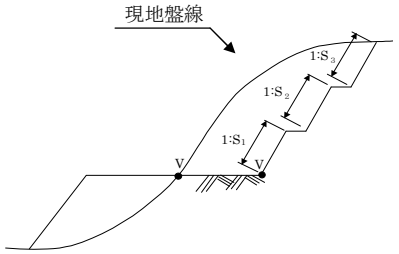
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱	厚さ(T)	⊖ 20%	10a 当たり 3 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	基盤造成 表土整地	基準高(V)	⊕ 150	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定する)
		均平度 (◇)	⊕ 50	
	畦畔復旧	幅(B)	⊖ 50	施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で 測定する。 施工延長を示さない場 合は、1 耕区につき 1 箇 所の割合で測定する。
		高さ(H)	⊖ 50	
	道路工 (砂利道)	幅(B)	⊖ 150	幹線道路は、施工延長 50m につき 1 箇所の割 合で測定する。
		厚さ(T)	⊖ 45	
		施工延長	ただし延長 200m 未満	⊖ 0.2% ⊖ 400

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
厚さで 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの	—		
基準高、均 平度で 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの	—		1 基準高は、 基盤面の高 さとする。 2 均平度は表 土埋戻後に 測定する。
幅、高さで 20 点以上の もの	左記のもの で 20 点未満 のもの	—		
幅、厚さで 20 点以上の もの	左記のもの で 20 点未満 のもの及び 施工延長	—		舗装を行うと きは、「4 農道 工事」を適用 する。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
3 農 用 地 造 成 工 事	耕起深耕	果樹 野菜	○ 75	おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ 掘り 2箇所/ha。	
			○ 15		
	テラス (階段畑)	幅(B ₁) 耕起幅 (B ₂) 側溝幅 (B ₃) 側溝高さ (H) 法勾配(S)	指定したとき	○ 150	テラス延長おおむね 100m当たり 1箇所測定 する。
				○ 150	
				○ 75	
				○ 75	
				⊕ 2分 ○ 1分	
	道路工 (耕作道)	幅(B) 厚さ(T) 側溝幅(b) 側溝高さ (H)		○ 150	施工延長おおむね 100 m当たり 1箇所測定す る。
				○ 45	
				○ 75	
				○ 75	
	土壌改良	pH測定		⊕ 0.5	おおむね 50a 当たり 1 箇所(深さ 15 cm)改良材 散布後 2 週間以上経過 して測定する。(試験方 法…ガラス電極法)

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
耕起深で20 点以上のも の	左記のもの で20点未満 のもの	—		
幅、耕起幅、 側溝幅、側 溝高さ、法 勾配で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		
幅、厚さ、 側溝幅、側 溝高さで20 点以上のも の	左記のもの で20点未満 のもの	—		
pH測定で 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの	—		地表から 15 cm の土壌を柱状 に採取し、良 く混合する。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
3 農 用 地 造 成 工 事	改良山成	基準高(V)	⊕ 300	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 (測定間隔はおおむね40m)
		法勾配(S)	指定したとき	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、法勾配で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		切土部のみ対象とする。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
4 農 道 工 事	路盤工	基準高(V)	⊕ 50	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。	
		幅(B)	⊖ 50		
		厚さ(T) 下層路盤 上層路盤	⊖ 50 ⊖ 30		
		中心線の ズレ(e)	⊕ 100		
		施工延長 ただし延長 150m未満	⊖ 0.2% ⊖ 100		
	コンクリート 舗装工 アスファルト 舗装工	幅(B)		⊖ 30	幅、中心線のズレについ ては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 厚さはおおむね 500 m ² に 1 個の割合でコアを 取りコア又はコアホー ルにより測定する。
		厚さ(T) コンクリート舗装 アスファルト舗装 各層 全層	⊖ 10 ⊖ 10 ⊖ 15		
		中心線の ズレ(e)		⊕ 50	
		施工延長 ただし延長 150m未満		⊖ 0.1% ⊖ 150	
		平坦性(F) As 舗装 Co 舗装		3 mプロフィール メータ標準偏差 $\sigma = 2.4 \text{ mm}$ 以内 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75 \text{ mm}$ 以内 標準偏差 $\sigma = 2.0 \text{ mm}$ 以内	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
基準高、幅、 厚さ、中心 線のズレで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長 のもの	—		
幅、厚さ、 中心線のズ レで20点以 上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長 のもの	—	<p>Tと(T)は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置</p>	
平坦性は舗 装調査・試 験法便覧に よる	平坦性は 1 車線につき 1 測線全延長中心線に 平行に測定する。	—		

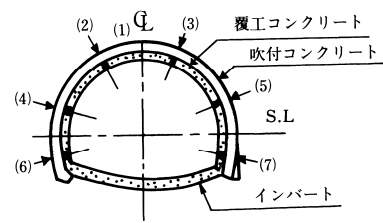
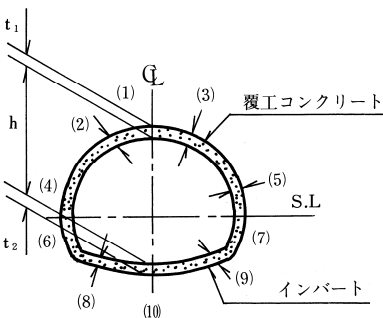
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	砂利舗装工	幅(B)	⊖ 100	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。
		厚さ(T)	⊖ 45	
		施工延長	⊖ 0.2% ⊖ 100	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、厚さで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	道路トンネル	支 幅(b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		保 間隔(<i>l</i>)	⊕ 75	
	コン ク リ ー ト 覆 工	基準高(V)	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巻 厚 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。
		幅(B)	⊖ 70	
		巻厚(T)	⊖ 50	
		高さ(H)	⊖ 70	
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 100
			曲線部	⊕ 150
	施工延長	ただし延長150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。</p>
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
4 農 道 工 事	道路トンネル (NATM)	支 保 工	幅(b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			間隔(ℓ)	⊕ 75	
		吹付コンクリート厚(T)		施工吹付厚 ≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。
	ロ ツ ク ボ ルト	位置間隔(L)			施工延長 50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)
		角度(θ)			
		深さ(ℓ)			
		孔径(φ)			
	コ ン ク リ ート 覆 工	基準高(V)		⊕ 50	1. 基準高、幅、高さは施工延長 50mにつき1箇所測定する。 2. 巻厚 (4) コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。
		幅(B)		⊖ 50	
		巻厚(T)		⊖ 0	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
—	—	—		
—	基準高、幅、巻厚、高さ、施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
4 農 道 工 事	道路トンネル (NATM)	コン ク リ ー ト 覆 工	高さ(H)	⊖ 50	<p>(n) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。</p> <p>(h) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。</p> <p>(=)ただし、以下の場合には適用除外とする。</p> <p>①良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。</p> <p>②異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。</p> <p>③鋼製支保工、ロックボルトの突出。</p>	
			中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 100
				曲線部		⊕ 150
		施工延長	ただし延長150m未満	⊖ 0.1%		⊖150

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
5 水路トンネル トンネル 工事	水路トンネル	支保工 幅(b) (Bタイプ)	⊖ 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			⊖ 40	
		幅(b) (C、Dタイプ)	⊕ 75	
		間 隔 (ℓ)		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。</p>

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
5 水路トンネル 工事	水路トンネル コンクリート 覆工	基準高(V)	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。 2. 巻 厚 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。
		幅(B)	⊖ 40	
		巻厚(T)	⊖ 0	
		高さ(H)	⊖ 40	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		施工延長	ただし延長 150m未満	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—		

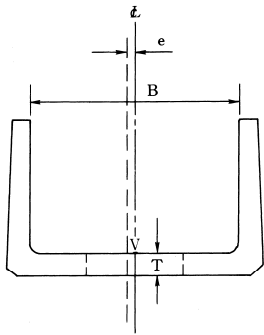
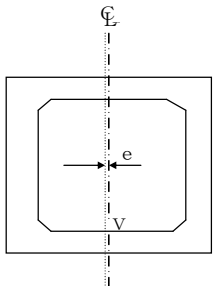
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
6 水路 工 事	現場打開水路	基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
		幅(B)	⊖ 25	
		厚さ(T)	⊖ 20	
		高さ(H)	⊖ 25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
		施工延長	ただし延長150m未滿	
	現場打サイホン	基準高(V)	± 50	上記と同一。
		幅(B)	⊖ 20	
		厚さ(T)	⊖ 20	
		高さ(H)	⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
施工延長	ただし延長150m未滿	⊖ 0.1% ⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもの で20点未滿のもの及び 施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもの で20点未滿のもの及び 施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。

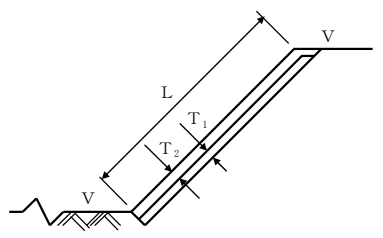
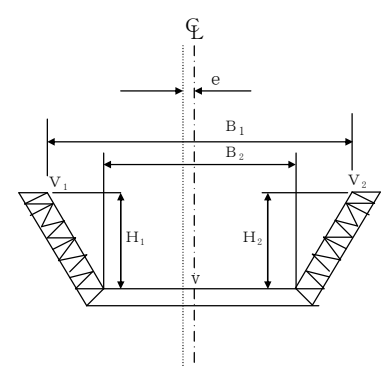
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水路 工事	現場打暗渠	基準高(V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		幅(B)	⊖ 20		
		厚さ(T)	⊖ 20		
		高さ(H)	⊖ 20		
		中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 50
			曲線部		⊕ 100
		スパン長(L)	直線部		⊕ 20
曲線部	⊕ 30				
施工延長	ただし延長150m未満	⊖ 0.1%			
		⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。

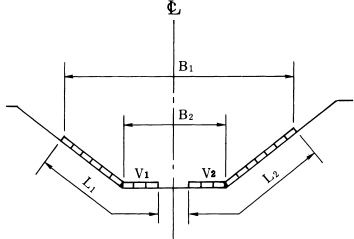
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
6 水路 工事	鉄筋コンクリート大型フリーム	基準高(V)	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。		
		幅(B)	± 25			
		厚さ(T)	± 20			
		中心線のズレ(e)	直線部		± 50	
			曲線部		± 100	
	施工延長	ただし延長150m未満	± 0.1%			
			± 150			
	ボックスカルバート水路	基準高(V)	± 30		基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	
		中心線のズレ(e)	直線部			± 50
			曲線部			± 100
施工延長		ただし延長150m未満	± 0.1%			
	± 150					

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—		幅、厚さはL形水路のみ測定する。
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—		

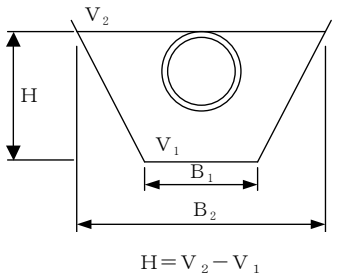
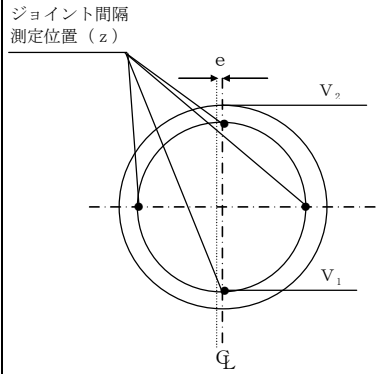
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
河川及び排水路工事	コンクリート法覆工	基準高(V)	⊕ 45	施工延長おおむね 50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
		厚さ(T)	厚さ 10 cm未満	
	〃 10 cm以上		⊖ 30	
	アスファルト法覆工	法長(L)	法長 2 m未満	
〃 2 m以上		⊖ 100		
	施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	
コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	基準高(V)		⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 幅、高さについては施工延長 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
	幅(B)		⊖ 40	
	高さ(H)		⊖ 40	
	中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50	
		曲線部	⊕ 100	
施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		幅、高さは柵渠には適用しない。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	ライニング水路 連節ブロック	基準高 (V)	⊕ 75	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。	
		幅 (B)	⊖ 75		
	コンクリート マット	法長 (L)	法長 2 m未満 // 2 m以上		⊖ 50 ⊖ 100
		施工延長	ただし延長 150m未満		⊖ 0.1% ⊖ 150

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 法長で 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの及び 施工延長	—		布設時の値である。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅(B)	⊖ 100	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。	
		高さ(H)	⊕ 30		
	管水路 (遠心力鉄筋 コンクリート 管) R C 管	基準高(V)	ただし被圧地下水 がある場合	⊕ 30 ⊕ 50 ⊕ 100	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工 延長おおむね 50mに つき 1 箇所割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測 定する。 ジョイント間隔につ いては 1 本毎に測定 する。
		中心線のズレ(e)			
		ジョイント 間隔(z)		別表イ 参照	
施工延長		ただし延長 200m未満	⊖ 0.1% ⊖ 200		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1、 3-4)	構造図に朱 記、併記す るもの		
幅、高さで 20点以上の もの	左記のもの で20点未 満のもの	—		基礎材が異なる 場合は種類 毎に測定する。 高さ(H)の管 理は、 V_2V_1 で 算出するもの とする。
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)	構造図に朱 記、併記す るもの		
基準高、中 心線のズレ、 ジョイント 間隔で 20 点 以上のもの	左記のもの で20点未 満のもの及び 施工延長	—		Vの測定は管底 (V_1)を原則と し、測定時期は 埋戻完了とする。 ただし、 $\phi 1,350$ mm以下又は管底 での測定作業が 困難な場合は、 管頂まで埋戻後 の管頂 (V_2) でもよい。 e の測定は管 頂まで埋戻時 の管頂を原則 とする。 なお、「埋戻完 了」とは、特に 指示がない場 合は舗装(表 層、上層路盤、 下層路盤)を除 いた埋戻完了 時点とする。
基準高(V)は、 V_1 、 V_2 のいずれか 一方を測定し管理する。				

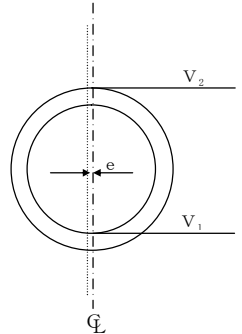
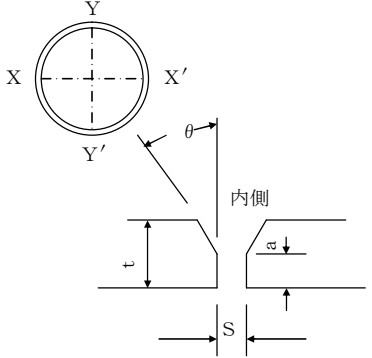
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) K形 T形 U形 (強化プラスチック 複合管) B形、T形 C形 D形	基準高(V) ただし被圧地下水 のある場合	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね 50mに つき 1 箇所割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 ジョイント間隔につ いては 1 本毎に測定する。
		中心線の ズレ(e)	⊕ 100	
		ジョイント 間隔(z)	別表ウ及び別表エ参 照	
		施工延長 ただし延長 200m未満	⊖ 0.1% ⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表に よるもの (様式3-1、 3-4)	構造図に朱 記、併記す るもの		
基準高、中 心線のズレ、 ジョイント 間隔で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置(z)</p> <p>基準高(V)は、V_1、V_2のいずれ か一方を測定し管理する。</p>	<p>Vの測定は管 底(V_1)を原 則とし、測定 時期は埋戻完 了とする。 ただし、ϕ 1,350 mm以下 又は管底での 測定作業が困 難な場合は、 管頂まで埋戻 後の管頂(V_2) でもよい。 eの測定は管 頂まで埋戻時 の管頂を原則 とする。 なお、「埋戻完 了」とは、特 に指示がない 場合は舗装 (表層、上層 路盤、下層路 盤)を除いた 埋戻完了時点 とする。</p>

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	管水路 (硬質ポリ塩 化ビニル管)	基準高(V)	⊕ 50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所割合で測定する。中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所割合で測定する。上記未滿は2箇所測定する。
		埋設深(H)	⊖ 50	
		中心線のズレ(e)	⊕ 120	
		施工延長	ただし延長 200m未滿	
管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A~3500A 塗覆装方法 管 外 面 長寿命形プラスチック被覆とする。 管 内 面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、別表カのとおりとする。 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、埋設深、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもの で20点未滿のもの及び 施工延長	—		通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	管布設	基準高(V) ただし被圧地下水のある場合	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未達は 2 箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	⊕ 45	
		施工延長 ただし延長 200m未達	⊖ 0.1% ⊖ 200	
V型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)		0~3	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。
	ベベル角度(θ)		30~35°	
	ルートフェイス(a)		≤2.4	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		<p>Vの測定は管底(V₁)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ 1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V₂)でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

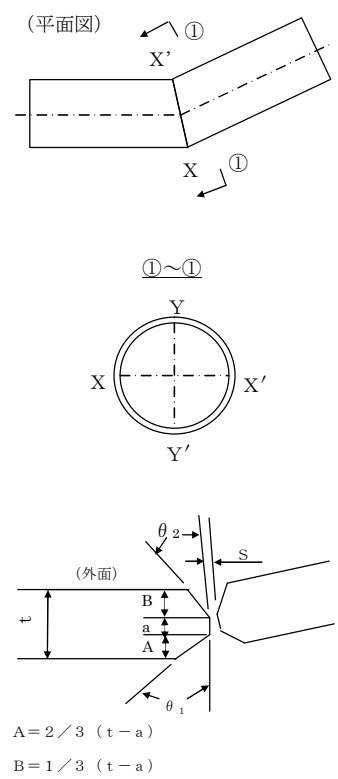
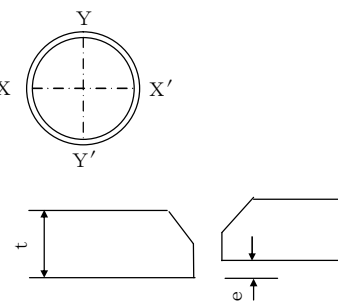
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	V型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定する。
		ベベル 角度(θ)	Y、Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°	
		ルート フェイス (a)	≤ 2.4	
V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)		1~4	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
	ベベル 角度(θ)		30~35°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
	ルート フェイス (a)		≤ 2.4	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

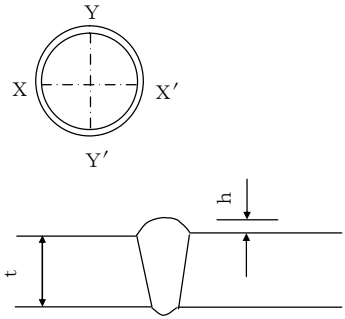
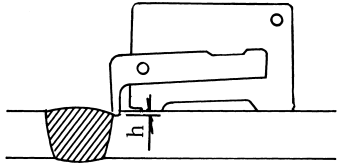
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)	4以上	溶接箇所 10箇所につき 1箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度(θ)	22.5~27.5°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	≤ 2.4	
	X型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	溶接箇所 10箇所につき 1箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度 (θ_1) (θ_2)	30~35° 40~45°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	2以下	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p> $A = 2/3 (t - a)$ $B = 1/3 (t - a)$ </p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

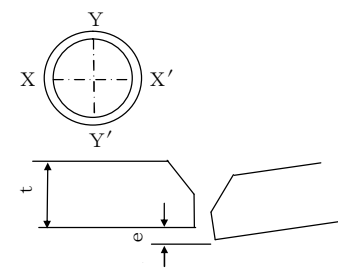
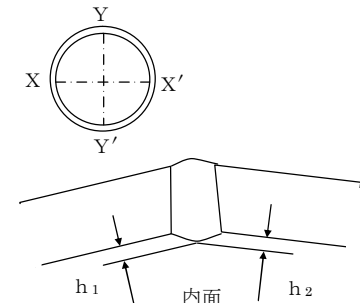
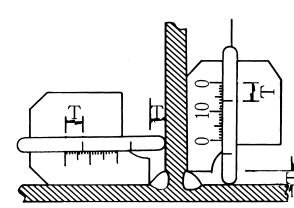
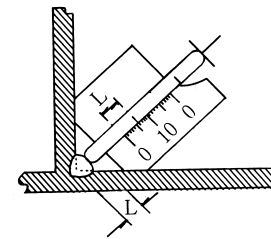
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	X型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
		ベベル 角度 (θ_1) (θ_1) (θ_1) (θ_2) (θ_2) (θ_2)	Y、Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° Y、Y' : 40~45° X' : 40~60° X : 45~25°	
	ルート フェイス (a)	2以下		
周継手溶接	目違(e)		t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 16 e ≤ 0.25t 16 < t ≤ 38 e ≤ 4.0	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
	両面溶接			
	片面溶接			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p>  <p>$A = 2/3(t-a)$ $B = 1/3(t-a)$</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
目違い、余盛高で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		

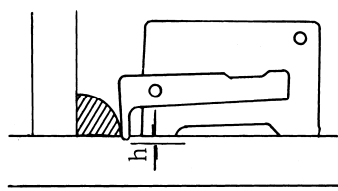
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接	余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
		アンダ カット(h)	h ≥ 0.5 は不合格。 0.3 < h ≤ 0.5 は、1 個の長さ 30 mm (内側 にあつては 50 mm) を 越えるもの、又は合 計長さが管の円周長 さの 15% を越える ものは不合格。 h ≤ 0.3 は合格。	1 箇所毎に全円周を目 視により点検し、懸念の ある部分はゲージによ り点検する。
		ビード外 観	ビード表面に極端な 不揃い部分があつて はならない。	1 箇所毎に全円周を目 視により点検する。
		その他	溶接部及びその付近 には、割れ、アーク ストライクの跡、有 害と認められる程度 のオーバーラップ、ピ ット、ジグ跡などの 欠陥があつてはなら ない。	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-2)	点検表によ るもの (様式 3-3)		
				
—	—	○		

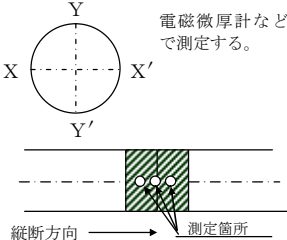
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接テーパ付き直管	目 違 い (e) 両面溶接	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
		余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8 ただし h = (h ₁ + h ₂) / 2	
すみ肉溶接	脚長(T) のど厚(L)		指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で1.0 mmまでは認める。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
			指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で0.5 mmまでは認める。	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
目違い、余盛高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 	
—	—	○	 	

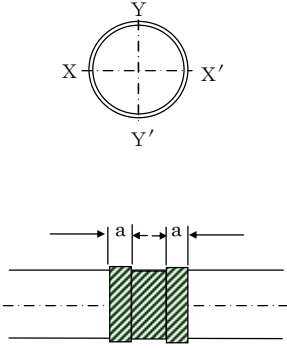
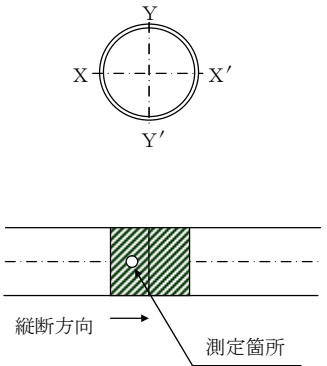
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アンダ カット(h)	0.5<h<1.0 の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあるてはならない。 h≥1.0 のアンダカットはあてはならない。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		ピット	ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。 しかし直径が1mmを超えるものがあるてはならない。	
		ビード外 観	ビード表面に極端な不揃い部分があるてはならない。	
		その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ジグ跡などの欠陥があるてはならない。	
放射線透過試験	別表オ参照	別表オの判定基準参照	周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特別仕様書による。	
素地調整	外観		水分、錆、油等があるてはならない。	現場塗装全面を点検する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)			
—	—	○			
—	—	○			全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
—	—	○			

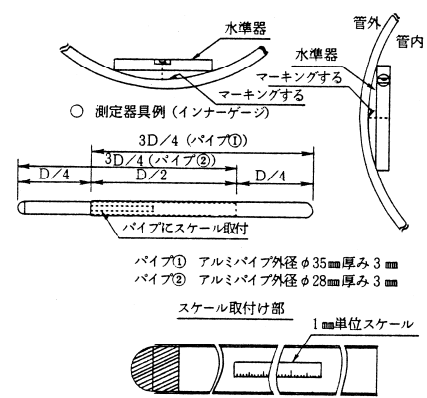
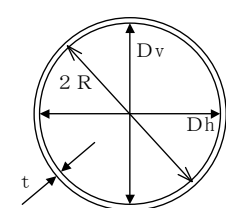
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	エポキシ樹脂 塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗れもれなどがあってはならない。	現場塗装全面を点検する。
		膜厚	最低膜厚は、別表カまたは特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、1 箇所につき 12 点測定する。(天地左右、縦断方向に各 3 点)
	ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。	現場塗装全面を点検する。	
	付着性	付着不良の欠陥があってはならない。		

管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘 要						
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)								
—	—	○		JIS G 3443-4 に準じる。						
膜厚で 20 点 以上のも	左記のもの で 20 点未満 のもの	—								
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準試験電圧</th> </tr> <tr> <th>塗膜の厚さ(mm)</th> <th>試験電圧(DC V)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5 以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </tbody> </table>	標準試験電圧		塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5 以上	2,000~2,500	
標準試験電圧										
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)									
0.5 以上	2,000~2,500									
—	—	○	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約 200 mm 程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。							

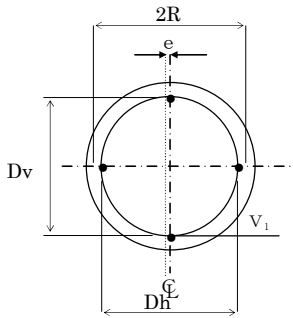
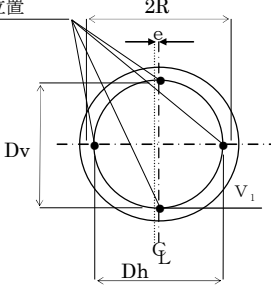
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	ジョイントコ ート	焼損	あつてはならない。	ジョイントコート全数 を点検する。
		両端のめ くれ	有害な欠陥となる大 きなめくれがあつて はならない。	
		ふくれ	ジョイントコートの 両端から 50mm 以内 にふくれがあつては ならない。	
		工場被覆 部との重 ね代(a)	片側 50 mm 以上	
		ピンホー ル	火花の発生するよう な欠陥があつてはな らない。	ジョイントコート全数 全面を点検する
		膜厚	別表カのとおり 1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後 の厚さとする。	ジョイントコート施工 箇所 10 箇所につき 1 箇 所測定するものとし、1 箇所につき 4 点測定す る。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-2)	構造図に朱 記、併記す るもの		
—	—	○		
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール 検査を行う。試験電圧は 10,000~12,000V を 標準とする。</p>	
膜厚で 20 点以上のも の	左記のもの で 20 点未 満のもの	—		

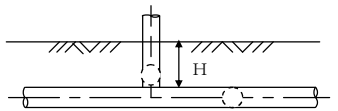
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種		
	ダクタイル鋳鉄管	J I S G5526(ダクタイル鋳鉄管) J D P A G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)		
	鋼管	J I S G3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)		
	強化プラスチック管	J I S A5350(強化プラスチック複合管) F R P M K1111-2006(強化プラスチック複合管内圧管 フライムトウインデイング成形法) F R P M K2111-2006(強化プラスチック複合管内圧管 遠心力成形法)		
たわみ率	縮 固 め 程 度	なし I I II	⊕ 5% ⊕ 5% ⊕ 5% ⊕ 5%	施工延長おおむね 50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要								
管理図表によるもの (様式 3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-5)	構造図に朱記、併記するもの										
			<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。 ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。 									
各測定時期で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 <p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<p>管径 900mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>縮固め程度は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>縮固めの程度</td> <td>仕上り程度</td> </tr> <tr> <td>縮固めなし</td> <td>締まった状態を指し寸法ゆるぎを認めない程度</td> </tr> <tr> <td>縮固め I</td> <td>85%以上</td> </tr> <tr> <td>縮固め II</td> <td>90%以上</td> </tr> </table>	縮固めの程度	仕上り程度	縮固めなし	締まった状態を指し寸法ゆるぎを認めない程度	縮固め I	85%以上	縮固め II	90%以上
縮固めの程度	仕上り程度											
縮固めなし	締まった状態を指し寸法ゆるぎを認めない程度											
縮固め I	85%以上											
縮固め II	90%以上											

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	シールド工事 (一次覆工) コンクリート セグメント 鋼製セグメント	基準高(V)	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率については 施工延長おおむね 50mにつき 1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)については おおむね 10mに1箇所割合で測定 する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		施工延長	ただし延長 150m未満 ⊖ 0.1% ⊖ 150	
		たわみ率	⊕ 5%	
シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	既製管挿入工 推進工事	基準高(V)	⊕ 30 ⊕ 50 ⊕ 100	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長 おおむね 50mにつき1箇所割合 で測定する。 中心線のズレ(曲線部)については おおむね 10mに1箇所割合で測定 する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎 に測定する。
		中心線のズレ(e)	別表イ、ウ及び別表エ参照	
		ジョイント間隔(Z)	⊖ 0.1% ⊖ 200	
		施工延長	ただし延長 200m未満 ⊖ 0.1% ⊖ 200	
		たわみ率	⊕ 5%	
		ジョイント間隔(Z)	⊖ 0.1% ⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-4、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4、3-5)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>ジョイント間隔 測定位置</p> <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は完了時とする。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
9 畑 か ん 施 設 工 事	スプリンクラ ー	埋設深(H)	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所 を測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
埋設深で20 点以上のも の	左記のもの で20点未満 のもの	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	コンクリート桁 〔ポストテンション桁〕	上幅 (B ₁)	⊕ 10 ⊖ 5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレスング後に、全桁数測定する。
		下幅 (B ₂ 、B ₃)	⊕ 5	
		高さ(H)	⊕ 10 ⊖ 5	
		桁長(L)	⊕ 15	
	横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 未満)	1.5L-6		
横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上)	10			
鉄筋コンクリート床版工	基準高(V)		⊕ 20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。幅は1径間当たり3箇所測定する。厚さは、おおむね10㎡に1箇所割合で測定する。
	幅(B)		⊕ 30	
	厚さ(T)		⊕ 20 ⊖ 10	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり	<p style="text-align: center;">L : 桁長 (m)</p>	
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ		コンクリート橋に適用する。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高欄幅(B)	⊖ 20	1 径間当たり両端と中央部の両側を測定する。
		高欄高さ(H)	⊖ 30	
		地覆幅(B)	⊖ 20	
		地覆高さ(H)	⊖ 20	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ		

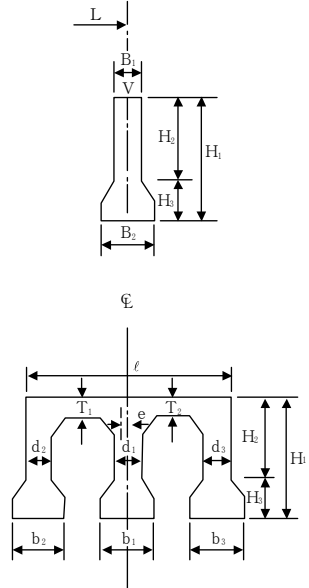
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋台工	敷幅(B)	⊖ 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		控壁の厚さ(T)	⊖ 20	
		高さ(H)	⊖ 50	
		中心線のズレ(e)	⊕ 50	
		天端長(L ₁)	⊖ 50	
		敷長(L ₂)	⊖ 50	
		胸壁間距離(L ₃)	⊕ 30	
	橋台沓部	「1 共通工事の精度を要するもの」の項に定めるところによる	同 左	同 左

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離		2 スパン以上の胸壁間距離は「橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同 左	同 左	同 左	同 左	

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 〔張出式 重力式 半重力式〕	基準高(V)	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		天端長(ℓ_1)	○ 50	
		敷長(ℓ_2)	○ 50	
		天端幅(B_1)	○ 20	
		敷幅(B_2)	○ 50	
		高さ(H)	○ 50	
		橋脚中心間距離(L)	± 30	
中心線のズレ(e)	± 50			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

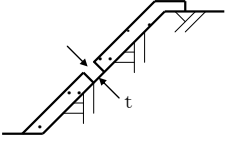
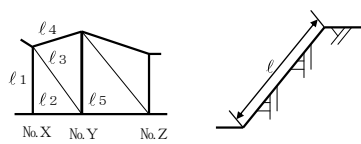
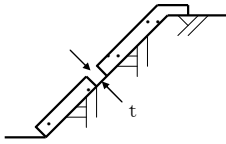
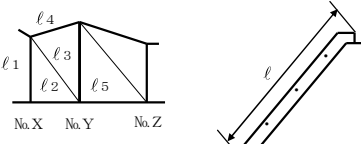
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 (ラーメン式)	基準高(V)	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		天 端 長 (l)	⊖ 20	
		天端幅 (B_1)	⊖ 20	
		中間幅(d)	⊖ 20	
		基礎幅 (B_2 、 b)	⊖ 50	
		高さ(H)	⊖ 50	
		厚さ(T)	⊖ 20	
		橋脚中心 間 距 離 (L)	⊕ 30	
中心線の ズレ(e)	⊕ 50			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

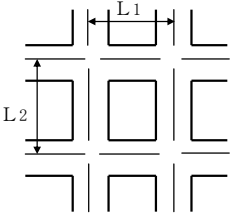
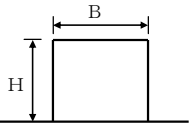
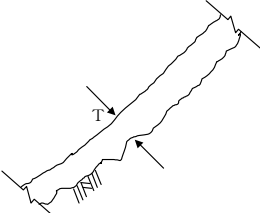
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	面積(A)		施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
		アンカー ピン数	ラス張 $\phi 9 (D10) \times L = 200 \text{ mm}$ 1.5 本/㎡以上 $\phi 16 (D16) \times L = 400 \text{ mm}$ 0.3 本/㎡以上	ラス張は 200 ㎡に 1 箇所の割合で測定する。 上記未满是 2 箇所測定する。
		アンカー ピン及び 止め釘	植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6 本/㎡以上 肥料袋無 3 本/㎡以上	植生マット及び繊維ネットは 500 ㎡に 1 箇所の割合で測定する。 上記未满是 2 箇所測定する。
種子散布	面積(A)		施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
—	測定値を記入	—		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

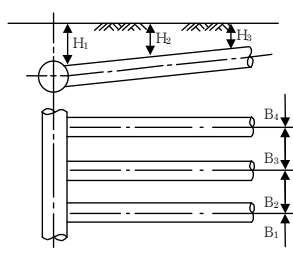
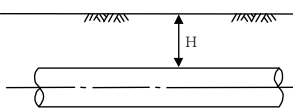
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	客土吹付	厚さ(T)	平均厚さ \geq 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積 500 m ² に1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
		面積(A)	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	植生基材吹付	厚さ(T)	平均厚さ \geq 設計厚さ 測定値は設計厚5cm未満 " 5cm以上 " 5cm以上 " 5cm以上 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積 200 m ² に1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
		面積(A)	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5cm以上には適用しない。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	吹付枠	梁延長		施工延長 \geq 設計延長 全施工延長について展開図により測定する。
		梁間隔(L)	$\oplus L/10$	施工面積 200 m ² に1箇所 の割合で測定する。
		梁断面(H) (B)	$\ominus 20$	施工面積 200 m ² に1箇所 の割合で測定する。
コンクリート 吹付 モルタル吹付	吹付厚さ (T)	設計厚5cm未満 " 5cm以上	$\ominus 10$ $\ominus 20$ (ただし、吹付面に凹凸 がある場合の最小吹付 厚は、設計厚の50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。)	施工面積おおむね100m ² につき1箇所の割合で コア採取又は削孔など して測定する。 上記未満は2箇所測定 する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図に朱記、併記するもの		
間隔で20点 以上のも	左記のも で20点未 満のもの	—		
断面で20点 以上のも	左記のも で20点未 満のもの	—		
厚さで20点 以上のも	左記のも で20点未 満のもの	—		施工端部、岩 等の突出部の 特殊な場合は 適用しない。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
13 暗 渠 排 水 工 事	吸水渠	布設深 (H)	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	
		間隔(B)	⊕ 750		
		施工延長	ただし延長 500m以下		⊖ 0.2% ⊖1,000
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深 (H)	⊖ 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	
		施工延長	ただし延長 500m以下		⊖ 0.2% ⊖1,000

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
布設深、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高(V)	⊕ 30	1. 基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。 2. 厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		幅(B)	⊖ 25		
		厚さ(T)	⊖ 20		
		高さ(H)	⊖ 40		
		中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 75
			曲線部		⊕ 150
		スパン長	直線部		⊕ 20
曲線部	⊕ 30				
施工延長	ただし延長150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150			
堤体盛土	ゾ ー ン 幅	遮水ゾーン	$l_1 \oplus 500 \ominus 0$	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。	
		フィルターゾーン	$l_2 \oplus 500 \ominus 0$ 有効幅Bは設計以上		
		トランジションゾーン	$l_3 \oplus 1,000 \ominus 500$		
		ロックゾーン	$l_4 \oplus 1,000 \ominus 0$ 有効幅Bは設計以上		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—		
ゾーン幅で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの	—	<p>注) ゾーン区分 C: 遮水ゾーン F: フィルターゾーン T: トランジションゾーン R: ロックゾーン</p>	<p>1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(l)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3 管理基準値については別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。</p>

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
14 洪水吐 フ イ ル ダ ム 工 事	基準高(V)	幅(B)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)	⊖ 25	
		高さ(H)	⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	⊖ 25	
		スパン長	⊖ 50	
	中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50	
		曲線部	⊕ 100	
スパン長	直線部	⊕ 20		
	曲線部	⊕ 30		
施工延長	ただし延長150m未満	⊖ 0.1%		
		⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点未満のもの及び施工延長	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—		インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
15 頭 首 工 事	本体	基準高(V)	⊕ 30	構造図の寸法表示箇所を測定する。	
		幅(B)	天端幅等		⊖ 30
			エプロン部		⊖ 60
		厚さ(T)	⊖ 30		
		高さ(H)	⊖ 30		
	長さ(L)	⊖ 100			
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高(V)	⊕ 150	基準高については施工面積 100 m ² につき1箇所の割合で測定する。上記未滿は2箇所測定する。	
		面積(A)	⊖ 0.2%		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高で20点以上のもの	左記のもので20点未滿のもの	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
16 海 岸 河 川 工 事	捨石工 消波ブロック	基準高(V)	⊖ 300 特別仕様書による	基準高、幅については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。
		幅(B)	⊖ 300	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅 で20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの	左記のもの で箇所単位 のもの		

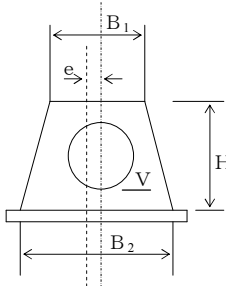
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
17 た め 池 改 修 工 事	掘削	基準高(V)	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
		幅(W)	⊖ 150	
		法長(L)	⊖ 200	
		施工延長	⊖ 200	
	堤体工	基準高(V)	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		堤幅(W)	⊖ 100	
		法長(L)	⊖ 100	
		施工延長	⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
基準高、幅、 法長で 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの	左記のもの で箇所単位 のもの		
基準高、堤 幅、法長で 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの及び 施工延長	左記のもの で箇所単位 のもの	 	<ol style="list-style-type: none"> 1 鋼土の幅は盛土高 1m 毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断面図面を利用して作成する。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
17 た め 池 改 修 工 事	洪水吐工	基準高(V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	
		幅(B)	⊕ 30		
		厚さ(T)	⊕ 20		
		高さ(H)	⊕ 30		
		中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 50
			曲線部		⊕ 100
		スパン長(L)	直線部		⊕ 20
曲線部	⊕ 30				
施工延長(又は長さ)		⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	箇所単位 の構造物に ついて、基準 高、幅、厚 さ、高さ		スパン長の標準を9mとした場合。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
17 た め 池 改 修 工 事	樋管工 同上付帯構造 物(土砂吐ゲ ート等)	基準高(V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについては 施工延長 10mにつき 1箇所割合で測定する。 ジョイント間隔につ いては、1本毎に測定す る。 箇所単位のものにつ いては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。	
		幅(B)	⊖ 20		
		厚さ(T)	⊖ 20		
		高さ(H)	⊖ 20		
		中心線の ズレ(e)	直線部		⊕ 50
			曲線部		⊕ 100
施工延長		⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表 によるもの (様式3-1、 3-4)	構造図に朱 記、併記す るもの		
基準高、幅、 厚さ、高さ、 中心線のズレ、ジョイ ント間隔で 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	箇所単位 の構造物につ いて、基準 高、幅、厚 さ、高さ		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準高(V) は管底を原 則とする。 2 プレキャ ストコン クリート 製品使 用の場合 である。 3 底樋がト ンネルの 場合は、 土木工 事施工 管理基 準5水路 トンネル 工事の 水路ト ンネルに 準ずる。 4 斜樋等付 帯構造物 は土木 工事施 工管理 基準1 共通工 事の コン クリ ート付 帯構造 物に準 ずる。 ただし、 基準高 (V)は、 取水孔 (ゲート 中心)の 標高とし、 高さ (H)は斜 面直 角方向 とする。

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位：mm)

杭 径	木 杭		プレキャストコンクリート杭	
	管理基準値	規 格 値	管理基準値	規 格 値
60		225		
90		225		
120		225		
150		225		
180		225		
210		225		
200				50
250				62
300				75
350				87
400				100
450				100
500				100
550				—
600				100
700				100
800				100
900				
1,000				
1,200				
1,500				
1,800				
2,000				
2,500				
3,000				

(単位：mm)

杭 径	鋼 管 杭		場 所 打 杭	
	管理基準値	規 格 値	管理基準値	規 格 値
60				
90				
120				
150				
180				
210				
200				
250				
300				
350				
400		100		
450		100		
500		100		
550		100		
600		100		
700		100		
800		100		100
900		100		—
1,000		100		100
1,200				100
1,500				100
1,800				100
2,000				100
2,500				100
3,000				100

別表イ 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

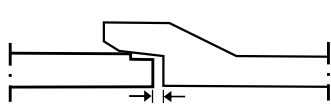
J I S A 5372 R C管 (B形管)				J I S A 5372 R C管 (NB形管)	
呼び径 (mm)	管理基準値	規格値		管理基準値	規格値
		8管水路工事 良質地盤	8管水路工事 軟弱地盤		
150		+20	0		+23 0
200		+20	0		+23 0
250		+20	0		+23 0
300		+18	0		+23 0
350		+18	0		+23 0
400		+21	0		+29 0
450		+21	0		+29 0
500		+21	0		+29 0
600		+23	0		+29 0
700		+21	0		+29 0
800		+24	0		+29 0
900		+26	0		+29 0
1,000		+32	0		+29 0
1,100		+33	0		+29 0
1,200		+35	0		+29 0
1,350		+37	0		+29 0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。
 4. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。

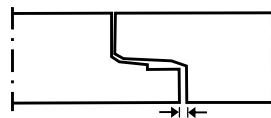
(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1)内面から計測する場合。

B型及びNB型



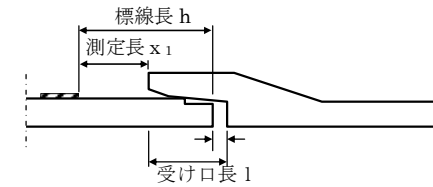
NC型



(2)外面から計測する場合

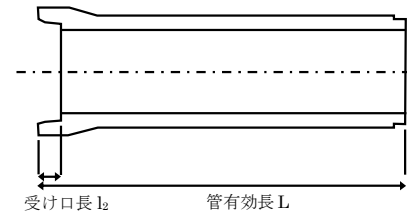
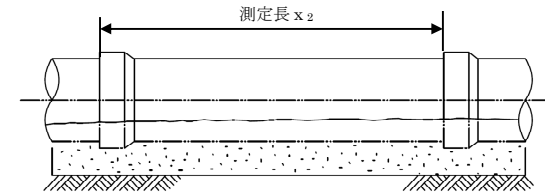
1)標線による計測

ジョイント間隔=受け口長 L_2 - (標線長 h -測定長 x_1)



2)標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔=受け口長 L_2 - (管有効長 L -測定長 x_2)



(単位：mm)

J I S A 5372 R C管 (NC形管)			
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	規格値
1,500	5		+33 +5
1,650	5		+33 +5
1,800	5		+33 +5
2,000	5		+33 +5
2,200	5		+33 +5
2,400	5		+38 +5
2,600	5		+38 +5
2,800	5		+38 +5
3,000	5		+38 +5

別表ウ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

規 格	JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027		JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029	
	8 管水路工事 K 形		8 管水路工事 T 形（直管）	
呼び径(mm)	管理基準値	規格値	管理基準値	規格値
75		+19 0		+16 0
100		+19 0		+16 0
150		+19 0		+16 0
200		+19 0		+14 0
250		+19 0		+14 0
300		+19 0		+24 0
350		+31 0		+24 0
400		+31 0		+24 0
450		+31 0		+24 0
500		+31 0		+30 0
600		+31 0		+30 0
700		+31 0		+30 0
800		+31 0		+30 0
900		+31 0		+40 0
1,000		+36 0		+40 0
1,100		+36 0		+40 0
1,200		+36 0		+50 0
1,350		+36 0		+50 0
1,500		+36 0		+60 0
1,600		+40 0		+70 0
1,650		+45 0		+70 0
1,800		+45 0		+80 0
2,000		+50 0		+90 0
2,100		+55 0	— —	— —
2,200		+55 0	— —	— —
2,400		+60 0	— —	— —
2,600		+70 0	— —	— —

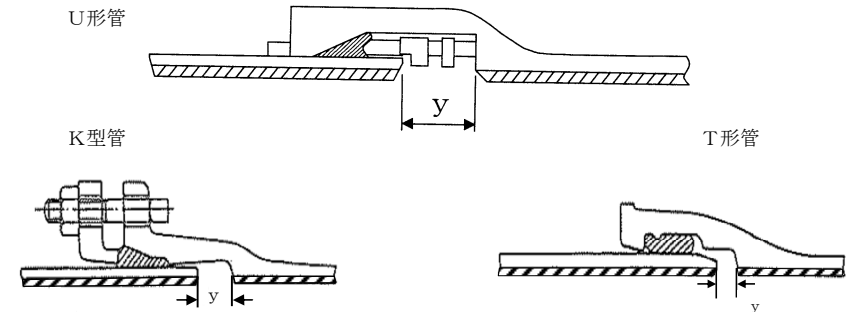
- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
3. 管の外から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。
4. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。
5. JDP A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
- ・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600
- JDP A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
- ・ T形：250～700、U形：800～2,600
- JDP A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。

(単位：mm)

規 格	JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1029		
	8 管水路工事 T 形(異形管)		8 管水路工事 U 形		
呼び径(mm)	管理基準値	規格値	標準値	管理基準値	規格値
75		+16 0	—	—	—
100		+17 0	—	—	—
150		+18 0	—	—	—
200		+16 0	—	—	—
250		+14 0	—	—	—
300	— —	— —	—	—	—
350	— —	— —	—	—	—
400	— —	— —	—	—	—
450	— —	— —	—	—	—
500	— —	— —	—	—	—
600	— —	— —	—	—	—
700	— —	— —	105	—	+32 - 5
800	— —	— —	105	—	+32 - 5
900	— —	— —	105	—	+32 - 5
1,000	— —	— —	105	—	+33 - 5
1,100	— —	— —	105	—	+33 - 5
1,200	— —	— —	105	—	+33 - 5
1,350	— —	— —	105	—	+35 - 5
1,500	— —	— —	105	—	+35 - 5
1,600	— —	— —	115	—	+33 - 5
1,650	— —	— —	115	—	+33 - 5
1,800	— —	— —	115	—	+33 - 5
2,000	— —	— —	115	—	+36 - 5
2,100	— —	— —	115	—	+36 - 5
2,200	— —	— —	115	—	+36 - 5
2,400	— —	— —	115	—	+36 - 5
2,600	— —	— —	130	—	+36 - 5

注) 6. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。

7. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。



別表エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

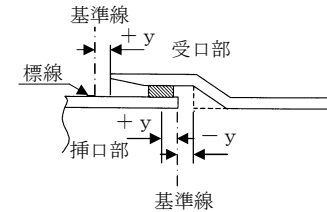
規格	J I S A 5350			
	B 形 及 び T 形			
	標準値	管理基準値	規格値	
良質地盤			軟弱地盤	
200	0		+ 33 - 33 (0)	+22 -22 (0)
250	0		+ 33 - 33 (0)	+22 -22 (0)
300	0		+ 38 - 38 (0)	+25 -25 (0)
350	0		+ 38 - 38 (0)	+25 -25 (0)
400	0		+ 43 - 43 (0)	+28 -28 (0)
450	0		+ 43 - 43 (0)	+28 -28 (0)
500	0		+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
600	0		+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
700	0		+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
800	0		+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
900	0		+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
1,000	0		+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,100	0		+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,200	0		+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,350	0		+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,500	0		+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,650	0		+ 80 - 77 (0)	+53 -50 (0)
1,800	0		+ 80 - 77 (0)	+53 -50 (0)
2,000	0		+ 95 - 92 (0)	+63 -60 (0)
2,200	0		+ 95 - 92 (0)	+63 -60 (0)
2,400	0		+113 -110 (0)	+75 -72 (0)
2,600	0		+113 -110 (0)	+75 -72 (0)
2,800	0		+128 -125 (0)	+85 -82 (0)
3,000	0		+128 -125 (0)	+85 -82 (0)

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm 以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm 以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。
 4. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側を (+)、入り込み側を (-) とする。また、() 内数値は、点線で示した形状の管に適用する。
 5. D 形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。

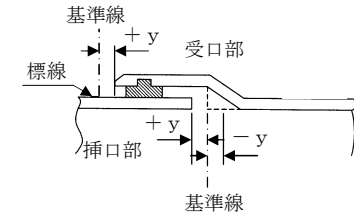
(単位：mm)

規格	J I S A 5350			
	C 形			
	標準値	管理基準値	規格値	
良質地盤			軟弱地盤	
200	0		+ 33 0	+22 0
250	0		+ 33 0	+22 0
300	0		+ 38 0	+25 0
350	0		+ 38 0	+25 0
400	0		+ 43 0	+28 0
450	0		+ 43 0	+28 0
500	0		+ 53 0	+35 0
600	0		+ 53 0	+35 0
700	0		+ 53 0	+35 0
800	0		+ 53 0	+35 0
900	0		+ 53 0	+35 0
1,000	0		+ 53 0	+35 0
1,100	0		+ 53 0	+35 0
1,200	0		+ 53 0	+35 0
1,350	0		+ 53 0	+35 0
1,500	0		+ 53 0	+35 0
1,650	0		+ 80 0	+53 0
1,800	0		+ 80 0	+53 0
2,000	0		+ 95 0	+63 0
2,200	0		+ 95 0	+63 0
2,400	0		+113 0	+75 0
2,600	-	-	-	-
2,800	-	-	-	-
3,000	-	-	-	-

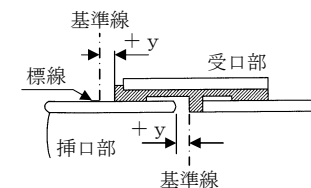
B 形



T 形

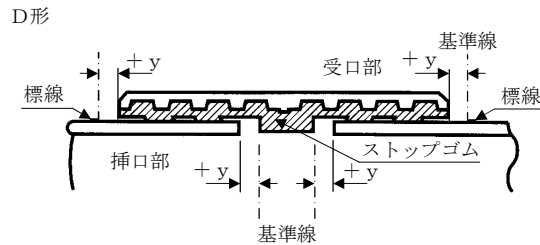


C 形



(単位：mm)

規格	J I S A 5350					
	D 形(S60)					
	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	規格値		
良質地盤				軟弱地盤		
200	0		+25	-3	+15	-3
250	0		+25	-3	+15	-3
300	0		+25	-3	+15	-3
350	0		+25	-3	+15	-3
400	0		+35	-3	+25	-3
450	0		+35	-3	+25	-3
500	0		+35	-3	+25	-3
600	0		+35	-3	+25	-3
700	0		+35	-3	+25	-3
800	0		+40	-5	+30	-5
900	0		+40	-5	+30	-5
1,000	0		+40	-5	+30	-5
1,100	0		+40	-5	+30	-5
1,200	0		+40	-5	+30	-5
1,350	0		+40	-5	+30	-5
1,500	0		+45	-5	+35	-5
1,650	0		+45	-5	+35	-5
1,800	0		+45	-5	+35	-5
2,000	0		+45	-5	+35	-5
2,200	0		+50	-5	+40	-5
2,400	0		+50	-5	+40	-5



※ 管がストップゴムをつぶしている場合は(-)とする。なお、その場合受口側の値を0とする。

別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

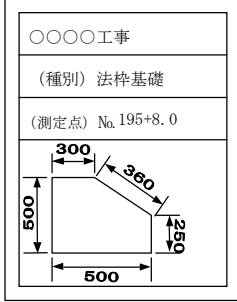
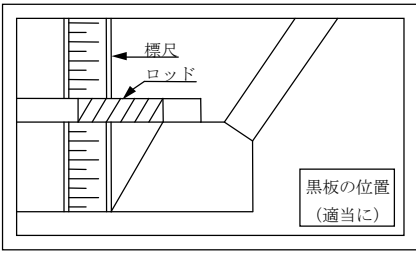
項目	判定基準
1. ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している(又は溶融されていない)とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には5の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104 付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9. ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104 付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
10. 虫状気孔	虫状気孔(パイプ)は、J I S Z 3104 付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし2に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大ききで合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

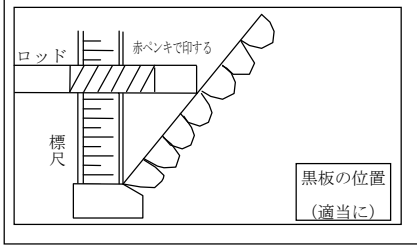
種 別	塗 覆 装 方 式	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック 被覆鋼管 (WSP A- 101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命外面プラスチック被 覆 (JIS G 3443-3)」	2.0 mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック 被覆鋼管 (WSP A- 101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上
備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚 0.5mm 以上とする。 2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mm とする。		

別表第2 撮影記録による出来形管理基準

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
1 共 通 工 事	1. 一般	1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する）。 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。	
	2. 掘削	施工延長おおむね 50～100mにつき 1箇所割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
	3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
	4. 石積み(張) ブロック積み (張)	施工延長おおむね 40～80mにつき 1箇所割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。
	5. 基礎杭打工	20本に1箇所割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。
	6. 矢板打工	施工延長おおむね 40～80mにつき 1箇所割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮影する。
	7. オープンケーソン	構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	8. 栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	施工延長おおむね 50～100mにつき 1箇所割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法
<p>1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図</p> <p>3. 写真はカラー撮影とする。なお、写真ファイルの記録形式は JPEG とし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</p>	<p>1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるように整理し、アルバムに添付する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p>
<p>黑板記入例</p> 	<p>写真例(基礎の高さ)</p> 

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
1 共 通 工 事	9. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね 40～80mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	10. 精度を要するもの 分土工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	11. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	12. 土水路	施工延長おおむね 200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2 工区につき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	13. 鉄筋組立	1 スパン（1 打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね 10 a 当たり 1 箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一。	基盤面、表土埋戻後を撮影する。
	3. 畦畔復旧	施工延長おおむね 200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は 50～100mにつき 1 箇所の割合で、支線道路は 200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法
<p>4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく 1 m とか 2 m のように整数値とする。</p> <p style="text-align: center;">写 真 例</p> 	

工種	撮影基準	撮影箇所	
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕	おおむね1ha 当たり2～3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha 当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2. テラス (階段畑)	テラス延長 100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、耕起幅、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工 (耕作道)	施工延長おおむね 100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、法勾配、側溝幅を撮影する。
	4. 土壌改良	おおむね2ha 当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5. 改良山成	測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
4 農 道 工 事	1. 路盤工	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
	5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
5 水路トンネル工事	1. 水路トンネル 巻厚については1スパンにつき1箇所 の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に 1箇所割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、 坑口、その他必要箇所を撮影する。	
6 水路 工事	1. 現場打開水路 おおむね2スパンにつき1箇所の割合 で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、 その他必要箇所を撮影する。	
	2. 現場打サイホン	上記と同一。	
	3. 現場打暗渠	上記と同一。	
	4. 鉄筋コンクリート大型フリーム 鉄筋コンクリートL形水路	施工延長おおむね50～100mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未済は2箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フリーム については、布設、その他必要箇所 を、鉄筋コンクリートL形水路 については、幅、厚さ、布設、そ の他必要箇所を撮影する。
	5. ボックスカルバート水路	上記と同一。	高さ、その他必要箇所を撮影する。
7 河川 及び 排水 路 工事	1. コンクリート法 覆工 アスファルト法 覆工	上記と同一。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他 必要箇所を撮影する。
	2. コンクリートブ ロック積み水路 鉄筋コンクリ ート柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路に ついては基礎関係、裏込、幅、高 さ、その他必要箇所を、鉄筋コン クリート柵渠については、アーム 間隔、柵板設置、その他必要箇所 を撮影する。
	3. ライニング水路 連節ブロック コンクリートマ ット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所 を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 〔砂基礎及び埋戻等〕	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未滿は2箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、締固め状況等を撮影する。
	2. 管水路 〔遠心力鉄筋コンクリート管〕	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 管水路 〔ダクタイル鋳鉄管 強化プラスチック複合管〕	上記と同一。	上記と同一。
	4. 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	上記と同一。	上記と同一。
	5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状況、塗装、非破壊検査、ピンホール検査、膜厚検査、その他必要箇所を撮影する。
	6. 管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所について撮影する。
	7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未滿は2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観検査、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
	8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
	9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一。

撮 影 方 法	管 理 方 法
	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。
	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。
	上記と同一。
	上記と同一。
	上記と同一。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
9 畑 かん 施設 工事	1. スプリンクラー	1ha 当たり 1～2 箇所の割合で撮影する。
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。 PC 鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート床版工	幅については 1 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。 高さについては施工面積おおむね 30～60 m ² につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	上記と同一。 上記と同一。
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	構造図の寸法標示箇所を 1 基毎に撮影する。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については「1 共通工事の 10. 精度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋脚工 ラーメン式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
12 法 面 保 護 工 事	1. 法面保護工	客土吹付、植生基材吹付、コンクリート吹付、モルタル吹付は、施工面積おおむね 200～400 m ² につき1箇所、その他は 1,000 m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未滴は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。
13 暗 渠 排 水 工 事	1. 吸水渠	1 耕区当たり 1～2 箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。
	2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	埋設深、その他必要箇所を撮影する。
14 フ イ ル ダ ム 工 事	1. 監査廊	1 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 堤体盛土	盛立高さおおむね 3～5 mにつき 1 箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。 ストックパイルは造成の都度 1 箇所撮影する。	ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラップ工、ストックパイル工、その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪水吐	2 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋設計器	各計器毎に撮影する。	埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトボーリング	ボーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法
	撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特別仕様書による。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
15 頭 首 工 事	1. 本体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね 200 m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。
16 海 岸 河 川 工 事	1. 捨石工 消波ブロック	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
17 た め 池 改 修 工 事	1. 堤体工	施工延長おおむね 20m～40mにつき1箇所の割合で撮影する。	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝その他必要箇所を撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね 10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

別表第3 品質管理基準

1 コンクリート関係

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	(1)	セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表による。 ただし、3箇月以上貯蔵したり、湿ったおそれのある場合は所定の試験を行わなければならない。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1. コンクリート打設量 600m ³ に1回。 2. 採取場所及び材質が変わる毎に1回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	採取場所及び材質が変わる毎に1回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	
		粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	

規格値	管理方式	処置
JIS R 5210~5214 参照	1. 記録の方法 試験結果は下記によりまとめる。 (1)骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。 (2)細骨材の表面水率試験結果は、所定の様式に整理する。 (3)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度の試験結果は所定の様式により取りまとめ、測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等により管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1.骨材の比重、粒度が設計値に対して差異がある場合はさらに検査の上、配合の変更その他適切な処置をとる。 2.細骨材の表面水率、塩化物含有量、スランプ、空気量についてはその測定値の変動状態により材料の再調査、配合の再検討、計量機器の点検その他適切な処置をとる。 3.コンクリートの強度については、管理を慎重に行い強度の変動低下を未然に防ぐように努める。 測定値が所定の値に達しない場合は材料の品質配合、機械の精度、練り混ぜ方法等を検査し、適切な処置をとる。 4.レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について請負者は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。
コンクリート標準示方書(施工編)による	2. 管 理 (1)コンクリート材料については骨材試験一覧表により設計値と比較検討する。 (2)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度については、管理試験記録により試験値が所定の値に達しているかどうかを検査し、また、そのバラツキを把握する。 (3)塩化物含有量試験に用いる測定器具は、公的機関又はこれに準ずる機関がその性能を評価したものを用いる。 なお、一回の検査に必要な測定回数は3回とし、測定はその平均値により行う。	(1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2)抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメントB種(スラグ混合比40%以上)又はC種、あるいはJIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメントB種(フライアッシュ混合比15%以上)又はC種、若しくは混和剤をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
高炉スラグ粗骨材L 1.25kg/ℓ " 粗骨材N 1.35kg/ℓ " 細骨材 1.45kg/ℓ		
絶乾密度: 2.5g/cm ³ 以上 吸水率: 3.5%以下 ただし、砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については、以下のJISを適用する。 JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		
絶乾密度: 2.5g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下 ただし、砕石、高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材の規格値については、以下のJISを適用する。 JIS A 5005 (コンクリート用砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コン ク リ ー ト	(1)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	
		細骨材の塩化物イオン含有量試験（細骨材に海砂を使用する場合）	JSCE-C502またはJSCE-C503	
		砂の有機不純物量	JIS A 1105	
		骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS A 1145又は1146	
		配合試験		
	(2)	塩化物含有量試験	JIS A 1144 もしくは信頼できる機関で評価を受けた試験方法	海砂を使用する場合2回/日、その他の場合1回/週

規格値	管理方式	処置
砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリート 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下		(3)安全と認められる骨材の使用 請負者の立会いのもと骨材を採取し、骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法又はモルタルバー法）を行い、その結果が無害と確認された骨材を使用する。 なお、化学法については工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認をするとともに、JIS A 1804 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 工事開始前 コンクリート打設開始日の1ヶ月以内に、国営農業農村整備事業等で発注した他工事の請負者の立会いによる試験結果がある場合は、その試験結果を使用できる。 2) 工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合 JISに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨材生産者、生コンクリート生産者及び請負者が立会えば、JISに基づく試験結果が使用できる。 なお、この試験結果は1ヶ月以内であれば他工事でも使用できるが、この場合、請負者は同一の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。
細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂及びスラグ細骨材（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） 粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下		
舗装コンクリート 5%以下		
細骨材 1.0%以下 粗骨材 0.25%以下		
0.04%以下		
標準色より薄いこと		
細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下		
	工事開始前 工事中1回/6ヶ月 かつ産地が変わった場合	
0.3kg/m ³ 以下		

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
施工	(2)	単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメータ法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m ³ 以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象(重要なコンクリート構造物)は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く。)、内空断面が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(PCは除く。)、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

規格値	管理方式	処置
<p>1. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m³以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3. 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>		
2.5 cm ⊕1.0 (cm) 5 cm及び6.5 cm ⊕1.5 8 cm以上18 cm以下 ... ⊕2.5 21 cm ⊕1.5		
指定値⊕1.5%	工事開始前 工事期間中1回/6ヶ月 かつ産地が変わった場合	

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コンクリート	(2)	圧縮強度試験	JIS A 1108	<p>1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。</p> <p>2. 試験基準 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³に1回とする。</p> <p>テストピースは1回につき6個（$\sigma_{7\cdots}$3個、$\sigma_{28\cdots}$3個）とする。</p> <p>*小規模工種で、1規格あたりの総使用量が20m³未満の場合には1回以上、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認証工場）において作成された品質証明書の提出のみとすることができる。</p>
		曲げ強度試験	JIS A 1106	<p>1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。</p> <p>2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。</p> <p>3. 試験基準 打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。</p> <p>*1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。</p>

規格値	管理方式	処置
<p>現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。</p> <p>レディーミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものを。</p>		
<p>1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は、呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものを。</p>		

2 土質関係

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	
道路 路体 ・ 路床 盛土 工	(1)	材	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202		
		施	工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	路体 土量 5,000m ³ 以上の場合は1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。 路床 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
				土の含水比試験	JIS A 1203	
	現場CBR試験	JIS A 1222	おおむね200mに1箇所、もしくは特別仕様書による。(路床) 上記未満は2箇所測定する。			
	道路の平板載荷試験	JIS A 1215	路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。			
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023				
	(2)	下層 路盤 工	材	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事：施工前、材料変更時。 小規模以下の工事：施工前。
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
修正CBR試験				舗装調査・試験法便覧 E001		
425μmふるい通過部分の塑性指数			JIS A 1205			

注) 1. 「425μmふるい通過部分の塑性指数」は、「土の液性限界・塑性限界試験」の試験結果である。
2. 中規模以上の工事とは、施工面積10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t(コンクリートでは1,000m³)以上の場合であり、それ未満の工事を小規模以下の工事という。

規格値	管理方式	処置
	1. 記録の方法 試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。
1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 路床 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 I-1 交通 90%以上 I-2 交通以上 95%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85~95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2~10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。	2. 管理 (1)盛土の締固めの管理は乾燥密度、飽和度及び空気間ゲキ率のいずれか、また、管水路の砂基礎及び埋戻しの締固めの管理は乾燥密度によることを原則とする。それ以外の方法で管理する場合は特別仕様書によるものとする。 (2)締固めを現場CBR、平板載荷試験による場合は突固め試験、土粒子の比重試験は省略してよい。 (3)路盤の締固め管理は締固め密度によることを原則とするが、それ以外の方法による場合は特別仕様書によるものとする。	
特別仕様書による。(路床)		
沈下異常なし。		
JIS A 5001表2参照		
AS 舗装 I-1 交通 10 以上 I-2 交通以上 20 以上		
CO 舗装 20 以上		
AS 舗装 I-1 交通 9 以下 I-2 交通以上 6 以下		
CO 舗装 6 以下		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
道路 工	(2)	材 料	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	中規模以上の工事：施工前、材料変更時。 小規模以下の工事：施工前。
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書 1	
		施 工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	下層路盤仕上げ後、全幅、全区間について実施する。
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215	特別仕様書による。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事：異常が認められたとき。
			425 μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
	土の含水比試験	JIS A 1203			
	(3)	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事：施工前、材料変更時。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	小規模以下の工事：施工前。
			修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 E001	
			425 μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
			単位容積質量	JIS A 1104	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	
道路用スラグの呈色判定試験			JIS A 5015 付属書 1		
道路用スラグの一軸圧縮試験		JIS A 5015 付属書 3			
施 工		砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。	
		骨材のふるい分け試験 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：定期的又は随時。(1~2回/日)	
	骨材のふるい分け試験 (75 μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
	道路の平板載荷試験	JIS A 1215	特別仕様書による。		
	425 μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	異常が認められたとき。		
	土の含水比試験	JIS A 1203			

規格値	管理方式	処置
1.5%以内。		
呈色なし。		
最大乾燥密度の 93%以上とする。 歩道等は規格値の 95%以上とする。		
沈下異常なし。		
特別仕様書による。		
JIS A 5001 表 2 参照。		
AS 舗装 I-1 交通 9 以下 I-2 交通以上 6 以下 CO 舗装 6 以下		
特別仕様書による。		
JIS A 5001 表 2 参照。		
AS 舗装 I-1 交通 60 以上 I-2 交通以上 80 以上 CO 舗装 80 以上		
4 以下。		
スラグ 1.5kg/ℓ以上。		
1.5%以内。		
呈色なし。		
1.2MPa 以上。(12kgf/cm ² 以上)		
最大乾燥密度の 93%以上とする。 歩道等は規格値の 95%以上とする。		
AS 舗装 2.36mmふるい ⊖15% CO 舗装 2.36mmふるい ⊖10%		
AS 舗装 75 μmふるい ⊕ 6% CO 舗装 75 μmふるい ⊕ 4%		
特別仕様書による。		
4 以下。		
特別仕様書による。		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
道 路 工	(4)	材 料	配合試験	舗装施工便覧	配合毎
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事:施工前、材料 変更時
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便 覧 E001	小規模以下の工事:施工前
			425 μ mふるい通過部分の 塑性指数	JIS A 1205	
			突固めによる土の締固め 試験	JIS A 1210	
	安定処理混合物の一軸圧 縮試験	舗装調査・試験法便 覧 E013			
	施 工	混合後の粒度の試験 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便 覧 A003	中規模以上の工事:定期的又は随 時。(1~2回/日)	
		混合後の粒度の試験 (75 μ mふるい)	舗装調査・試験法便 覧 A003	中規模以上の工事:異常が認めら れたとき。	
		砂置換法による土の密度 試験	JIS A 1214	延長200m毎に1回、測定箇所は 横断方向に3点。	
		セメント及び石灰の定量 試験	舗装調査・試験法便 覧 G024, G025	中規模以上の工事:異常が認めら れたとき。(1~2回/日)	
土の含水比試験		JIS A 1203	異常が認められたとき。		

規 格 値	管 理 方 式	処 置
土木工事等共通仕様書による。		
AS舗装 下層 10以上 上層 20以上		
AS舗装 セメント 9以下 石 灰 6~18		
AS舗装 セメント下層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) 上層 2.9MPa以上 (30kgf/cm ² 以上) (I-1交通2.5MPa以上 (25kgf/cm ² 以上)) 石 灰 下層 0.7MPa以上 (7kgf/cm ² 以上) 上層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) (I-1交通0.7MPa以上 (7kgf/cm ² 以上)) CO舗装 セメント下層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) 上層 2.0MPa以上 (20kgf/cm ² 以上) 石 灰 下層 0.5MPa以上 (5kgf/cm ² 以上) 上層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上)		
AS舗装 2.36mmふるい \pm 15% CO舗装 2.36mmふるい \pm 10%		
AS舗装 75 μ mふるい \pm 6% CO舗装 75 μ mふるい \pm 4%		
最大乾燥密度の93%以上 (AS舗) " 95%以上 (CO舗) 歩道は規格値の95%以上とする。		
\pm 1.2%以内。		
特別仕様書による。		

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
水路工（インバート下の盛土）	(1) 盛土	材	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
	工	施	土の含水比試験	JIS A 1203	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	
水路工（管水路）	(1) 基礎（砂基礎等）	材	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
			土の粒度試験	JIS A 1204	
	工	施	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長200m毎に1回。上記未満は2回測定する。なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。
			土の含水比	JIS A 1203	

規格値	管理方式	処置
1. 燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。		
締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 締固め度＝ $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$ 上記によらない場合は特別仕様書による。		

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
堤防工事	(1)	材盛料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
	施工	土の含水比試験	JIS A 1203	土量 5,000 m ³ 以上の場合は1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。高盛土の場合は監督職員の指示による。	
		砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214		

規格値	管理方式	処置
<p>1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		

3 石材関係

項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
捨 石 材 ・ 基 礎 割 栗 石 材	(1) 材 料	圧縮強度	JIS A 5006	1. 採取場所及び材質が変わる毎に1回。 2. 重要な場合は特別仕様書による。
		見掛比重	JIS A 5006	
		吸水率	JIS A 5006	

規格値	管理方式	処 置
特別仕様書による。	1. 記録の方法 (1) 試験成績表は公的試験機関の試験結果により取りまとめる。 (2) 試験結果については結果一覧表に整理する。 2. 管理方法 (1) 管理試験値が所定の値に達しているかどうか検査し、また、そのバラツキを把握する。	

4 アスファルト関係

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ア ル ト	(1)	針入度試験	JIS K 2207	当初及び製造工場又は規格の変動毎に製造工場に提出させる。
		軟化点試験	JIS K 2207	
		伸度試験	JIS K 2207	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	
		引火点試験	JIS K 2207 (JIS K 2265-4)	
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	
		密度試験	JIS K 2207	
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A050	
		60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A051	
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057	
		石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
	細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109		
	粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110		
	フィラーの粒度試験	JIS A 5008		
	フィラーの水分試験	JIS A 5008		
フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205			
フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 A016			

規格値	管理方式	処置
舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表3.3.1 (2) ポリマー改質アスファルト 表3.3.3 (3) セミブローンアスファルト 表3.3.4	1. 記録の方法 試験結果は、次により取りまとめる。 (1)材料及び混合物 試験結果は、所定の様式に取りまとめ、測定値が20点以上の場合には工程能力図、X-Rs-Rm又は \bar{X} -R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1. 製造会社の試験成績書が設計と相違する場合は、協議の上適切な処置を行う。 現場配合の場合は、更に精査して配合等の処置を行う。 2. 加熱温度は、骨材、アスファルトの温度を検討してプラントにおける混合物の温度を調整し、また運搬距離、気象条件を検討して、舗設温度との調整を行う。
JIS K 2208 表2参照		
JIS A 5001 表2参照		
表層・基層 表乾密度 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 3.0%以下		
舗装施工便覧 表3.3.17による。		
1.0%以下		
4以下		石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉を用いる場合。
50%以下		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	(1)	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 A013	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 A014	
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 A018	
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	
		骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		粗骨材の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中に含まれる粘土塊量試験	JIS A 1137	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008	
ブ ラ ン ク	(2)	配合試験	舗装調査・試験法便覧	製造会社の報告書による。 現場混合の場合は、配合毎に各1回。
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	

規 格 値	管 理 方 式	処 置
3%以下		フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合。
1/4以下		
水浸膨張比 2.0%以下		
SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下		
すり減り量 砕石 30%以下 CSS 50%以下 SS 30%以下		
軟石量 5%以下		
粘土、粘土塊量 0.25%以下		
細長、あるいは扁平な石片 10.0%以下		
アスファルト量は±0.9%、粒度は2.36mmふるい±12%及び75μmふるい±5%。 印字記録による場合は、舗装施工便覧表 10.5.1による。		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ト	(2)	温度測定（アスファルト、骨材、混合物）	温度計による	製造会社の試験報告書による。 現場混合は、1時間毎に行う。
		基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧 B008	製造会社の試験成績書による。 現場混合は、当初の2日間、午前、午後各1回、3個。
ア ル 舗 設 現 場	(3)	温度測定（初期締固め前）	温度計による	トラック1台毎。
		密度測定	舗装調査・試験法便覧 B008	500 m ² につき1個。（直径10cmを原則とする）

規 格 値	管 理 方 式	処 置
配合設計で決定した温度		
110°C以上		
基準密度の 94%以上（表層・基層） 93%以上（瀝青安定処理） 歩道等の場合は規格値の95%以上とする。		

5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係

(1) プレキャストコンクリート製品関係

種 類	規 格	試験方法	標 準 ロ ッ ト 数
無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300 本
遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直 管 φ 150～ 350 500 本 φ 400～1,000 200 本 φ 1,100～1,800 150 本 φ 2,000～2,400 130 本 φ 2,600～3,000 100 本 異形管、T 字管、Y 字管、 短管 100 本 曲管、支管 50 本
遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372	JIS A 5372	200 本
プレテンション方式遠心力 高強度プレストレストコンク リート杭 (PHC 杭)	JIS A 5373	JIS A 5373	外 径 300～ 400 1,000 本 450～ 600 700 本 700～1,200 500 本
コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	1,000 枚
鉄筋コンクリートフリューム 及び鉄筋コンクリートベンチ フリューム	JIS A 5372	JIS A 5372	500 個
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個
鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個
舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000 枚
コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩車道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000 個
コンクリートL形及び鉄筋コ ンクリートL形	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000 個
組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個
コンクリート積みブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000 個
建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000 個

試験 (測定) 基準	管 理 方 式	処 置
<p>(1) JIS 製品 個数の標準ロット数以下の場合 は、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により 確認するものとし、標準ロット数 以上の場合、ロット数、又はその 端数毎に、工場における強度試験 に立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、 形状については全数を、寸法 (又は 重量) については 100 個、又は その端数毎に、1 個を抽出して再 検査するものとする。 試験 (測定) 項目、方法等は種類 により異なり複雑であるので、 必要な JIS は前もって充分調 べておく必要がある。</p> <p>(2) JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS 外製品 別に定める規格により実施する ものとする。ただし、定めのない ものは、類似の JIS 製品の品質 管理の規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以上 の場合は管理図表による。 20 点未満の場合は結果 一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書によ る場合は内容チェックをし、 疑問があれば立会検査をす る。 (2) 不合格になった材料 は、 使用してはならない。</p>

(2) 鋼材関係

種 類	規 格	試験方法	試 験 項 目
鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験
H形鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験
熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験
再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験

試験 (測定) 基準	管 理 方 式	処 置
<p>(1) JIS 製品 製造会社の品質試験結果 (ミルシート) で確認をする。</p> <p>(2) JIS 外製品 同一形状寸法で 10~50 t までは 10 t 毎に 2 本、50 t を超える場合は 50 t 毎に 2 本の割合で試験を行うものとする。ただし、10 t 未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。</p>		

6 その他の二次製品

種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	
ダクタイル キャスト 鉄管	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75～ 250 200 本 φ 300～ 600 100 本
	ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 700～1,000 60 本 φ 1,100～1,500 40 本
	ダクタイル鋳鉄直管 ダクタイル鋳鉄異形管 ダクタイル鋳鉄管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027	φ 1,600～2,600 30 本
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000 本
硬質ポリ塩化ビニル管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000 本
強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200 本	
鋼管	水輸送用塗覆装鋼管	JIS G 3443-1	JIS G 3443-1	200 本
	配管用炭素鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452	
	圧力配管用炭素鋼管	JIS G 3454	JIS G 3454	
	配管用アーク溶接炭素鋼管	JIS G 3457	JIS G 3457	
	水輸送用塗覆装鋼管の異形管	JIS G 3443-2	JIS G 3443-2	
	農業用プラスチック被覆鋼管	WSP A-101	WSP A-101	

試験(測定)基準	管理方法	処 置
<p>(1) JIS 製品 標準ロット数以下の場合は、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については、100 個、又はその端数毎に、1 個を抽出して再検査するものとする。 試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。</p> <p>(2) JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS 外製品 別に定める規定により実施するものとする。 ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以上の場合は管理図表による。 20 点未満の場合は結果一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。</p>